

第4章 環境の保全についての配慮事項

4.1 公的な計画及び指針との整合性

埼玉県及び深谷市によって策定されている公的な計画等のうち、対象事業に関連するものは表 4.1-1 に示すとおりである。

これらの公的な計画等に記載される内容のうち、対象事業に関連する内容を抜粋し、対象事業において配慮すべき事項について表 4.1-2 及び表 4.1-3 に整理した。

表4.1-1 対象事業と関連のある公的な計画等

自治体	公的な計画等の名称
埼玉県	埼玉県環境基本条例（平成6年12月条例第60号）
	埼玉県環境基本計画（第4次）（変更）（平成29年3月）
	埼玉県国土利用計画（第4次）（平成22年12月）
	埼玉県土地利用基本計画（平成25年2月）
	埼玉県5か年計画（平成29年3月）
	まちづくり埼玉プラン（平成30年3月）
	第8次埼玉県廃棄物処理基本計画（平成28年3月）
	埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）（令和2年3月）
深谷市	第2次埼玉県広域緑地計画（平成29年3月）
	深谷市環境基本計画（平成30年3月）
	第2次深谷市総合計画（平成30年3月）
	深谷市都市計画マスタープラン（平成24年3月）
	深谷市一般廃棄物処理基本計画（平成29年3月）
	深谷市地球温暖化対策実行計画（事務・事業編）（平成26年3月）

表4.1-2(1)計画等の内容と対象事業における配慮事項（埼玉県）

計画等の名称	対象事業に関する内容	対象事業における配慮事項
埼玉県環境基本条例（平成6年12月条例第60号）	事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設は、排ガス対策として、法令等に基づく基準と同等以上の厳しい公害防止基準を設定し、適切な処理を行うとともに、適正に運転・管理を実施する。 ・水質汚濁防止法、下水道法及び深谷市下水道条例等に定める規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、モニタリングを実施することで水質汚濁の防止を図る。 ・騒音規制法、振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、適正な運転・管理を行う。また、設備機器は、できるだけ建屋内へ配置する、防振架台を設置する等の騒音・振動対策を行う。 ・廃棄物等搬入・搬出車両については、計画的な運行管理、対象事業実施区域内における滞留スペースの確保、車両の整備・点検、適正な走行等により環境負荷の低減を図る。 ・排出ガス対策型、低騒音・低振動型の機械の採用や、機械・車両の整備点検等により、工事の実施に伴う公害の防止に努める。
埼玉県環境基本計画（第4次）（変更）（平成29年3月）	<p>21世紀半ばを展望した5つの新たな長期的な目標を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり ・限りある資源を大切にする循環型社会づくり ・恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり ・安心・安全な環境保全型社会づくり ・環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・余熱利用として、タービン発電機による発電を行い、施設内の所用電力を貯えうとともに、隣接する公共施設への熱供給を行う計画とし、低炭素社会の推進に貢献する。 ・水質汚濁防止法、下水道法及び深谷市下水道条例等に定める規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、モニタリングを実施することで水質汚濁の防止を図る。 ・焼却施設は、排ガス対策として、法令等に基づく基準と同等以上の厳しい公害防止基準を設定し、適切な処理を行うとともに、適正に運転・管理を実施する。 ・排出ガス対策型、低騒音・低振動型の機械の採用や、機械・車両の整備点検等により、工事の実施に伴う公害の防止に努める。
埼玉県国土利用計画（第4次）（平成22年12月）	<p>県内の国土利用に関して、ゆとりと豊かさを実感できる県土の利用の実現に向けて、以下の事項が示されている。</p> <p>【県土利用の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県土の有効利用 ・人と自然が共生し、美しくゆとりある県土利用 ・安心・安全な県土利用 ・多様な主体の参画、計画的な県土利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域にある衛生処理場、塵芥焼却場、旧焼却場等を解体撤去したのち、本施設を設置することにより、県土の有効利用を図る。 ・水質汚濁防止法、下水道法及び深谷市下水道条例等に定める規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、モニタリングを実施することで水質汚濁の防止を図る。 ・焼却施設は、排ガス対策として、法令等に基づく基準と同等以上の厳しい公害防止基準を設定し、適切な処理を行うとともに、適正に運転・管理を実施する。

表4.1-2(2)計画等の内容と対象事業における配慮事項（埼玉県）

計画等の名称	対象事業に関する内容	対象事業における配慮事項
埼玉県5か年計画 (平成29年3月)	<p>県が目指す将来像と、平成29年度からの今後5年間に取り組む施策の体系を明らかにした県政運営の基本となる行政計画であり、分野別施策の体系「V豊かな環境をつくる分野」において、以下の事項が示されている。</p> <p>【基本目標】 ・持続的発展が可能な社会をつくる</p> <p>【施策】 ・環境に優しい社会づくり ・公害のない安全な地域環境の確保 ・資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進</p> <p>【基本目標】 ・豊かな自然と共生する社会をつくる</p> <p>【施策】 ・みどりの保全と再生 ・川の再生 ・生物多様性の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> 余熱利用として、タービン発電機による発電を行い、施設内の所用電力を貯うとともに、隣接する公共施設への熱供給を行う計画とし、低炭素社会の推進に貢献する。 水質汚濁防止法、下水道法及び深谷市下水道条例等に定める規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、モニタリングを実施することで水質汚濁の防止を図る。 焼却施設は、排ガス対策として、法令等に基づく基準と同等以上の厳しい公害防止基準を設定し、適切な処理を行うとともに、適正に運転・管理を実施する。
まちづくり埼玉プラン (平成30年3月)	<p>将来都市像を実現していくため、3つのまちづくりの目標を設定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトなまちの実現 ・地域の個性ある発展 ・都市と自然・田園との共生 	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備の基本方針（コンセプト）として「環境に配慮した施設」、「地域に貢献し、親しまれる施設」等を掲げ、持続可能な都市づくり、都市の防災機能の向上、活力ある地域づくり、自然・田園との共生等を図る。
第8次埼玉県廃棄物処理基本計画 (平成28年3月)	<p>「廃棄物を資源として活かし、未来につながる循環型社会」の実現に向け、循環型社会の形成を目指す方向性として、目標を達成するための4つの柱を掲げ施策を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3Rの推進 ・廃棄物の適正処理の推進 ・環境産業の育成 ・災害廃棄物対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 焼却により発生した熱を利用し発電を行うことで、3Rの推進、廃棄物の適正処理の推進を図る。
埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期） (令和2年3月)	<p>県内の温室効果ガスの削減に際し、以下の削減目標と部門別の緩和策が示されている。</p> <p>【温室効果ガスの削減目標】 2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比26%削減する。</p> <p>【廃棄物、その他温室効果ガスの緩和策】 ①廃棄物対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3Rによる廃棄物の減量化・再生利用の推進 ・太陽光パネルリサイクルの推進 ・プラスチックごみの発生抑制 ・エネルギー回収型廃棄物処理施設の導入支援 ・廃棄物系バイオマス等利活用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 余熱利用として、タービン発電機による発電を行い、施設内の所用電力を貯うとともに、隣接する公共施設への熱供給を行う計画とし、低炭素社会の推進に貢献する。
第2次埼玉県広域緑地計画 (平成29年3月)	<p>県内の広域緑地計画に関する事項が示されている。</p> <p>【緑の将来像】 ・緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」</p> <p>【緑の将来像の実現に向けた基本的な考え方】 ・緑の将来像を実現するため、緑のネットワーク形成方針に基づいて、埼玉の緑を守り育てる。 ・都市における「身近な緑」の機能を今後、一層、県民が充分に享受できるようにする。</p> <p>【緑のネットワーク形成方針】 ・「緑の核（コア）」をいかす ・「緑の拠点（エリア）」をつくる ・「緑の形成軸（コリドー）」でつなぐ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に緑地を設置し、「身近な緑」の確保に努める。 敷地内には周辺環境との調和を目指し、できる限り多くの緑地を配置する。 周辺道路からの視線仰角内に土手土壠等を設け、植樹を行う。 植樹の構成は高木、中木、低木を組み合わせ、多層構造となるよう配慮するとともに、樹種は地域景観等に配慮し、極力郷土種等を採用する。

表4.1-3計画等の内容と対象事業における配慮事項（深谷市）

計画等の名称	対象事業に関する内容	対象事業における配慮事項
深谷市環境基本計画 (平成30年3月)	<p>目指すべき環境のすがたを実現するため、環境の保全・創造に関する5つの基本目標を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球への負荷が少ない低炭素なまちづくり ・資源を有効に生かす無駄の少ないまちづくり ・自然が守られるまちづくり ・健康で安全に暮らせるまちづくり ・協働で環境を守るまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令等に基づく基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、環境負荷の低減を図る。 ・余熱利用として、タービン発電機による発電を行い、施設内の所用電力を賄うとともに、隣接する公共施設への熱供給を行う計画とし、低炭素社会の推進に貢献する。
第2次深谷市総合計画 (平成30年3月)	<p>2018～2027年度の基本構想に対して、2018年度～2020年度の前期基本計画が策定されている。</p> <p>将来都市像を実現するためのまちのイメージ「4 安心とやすらぎを感じられるまち（暮らし・環境）において、以下の事項が示されている。</p> <p>4-3 人と自然にやさしいまちづくり 4-3-1 自然・生活環境の保全 4-3-2 環境衛生の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令等に基づく基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、環境負荷の低減を図る。 ・余熱利用として、タービン発電機による発電を行い、施設内の所用電力を賄うとともに、隣接する公共施設への熱供給を行う計画とし、低炭素社会の推進に貢献する。
深谷市都市計画マスタートップラン (平成24年3月)	<p>都市づくりの目標における基本方向の1つとして「安全・安心で、持続可能な都市づくり」が掲げられている。</p> <p>また、全体構想の「安全・安心な都市づくりの方針」において、廃棄物処理施設の整備、ごみの発生抑制とリサイクル、再生可能エネルギーの活用などが挙げられている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令等に基づく基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、環境負荷の低減を図る。 ・余熱利用として、タービン発電機による発電を行い、施設内の所用電力を賄うとともに、隣接する公共施設への熱供給を行う計画とし、持続可能な都市づくりに貢献する。
深谷市一般廃棄物処理基本計画 (平成29年3月)	<p>ごみ処理基本計画の施策として、以下が示されている。</p> <p>I : 3Rの推進 II : 循環型社会づくりに向けた協働の推進 III : 適正処理の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設見学や環境学習等を通じ、住民が気軽に来所できる地域に開かれた施設にするとともに、災害発生時などにおいても地域に貢献できる施設とする。 ・安全性・信頼性の高いシステムを選定し、安心かつ安定した処理ができる施設にするとともに、災害発生時にも安定した処理ができる強靭性を備えた施設とする。

4.2 回避又は低減の配慮を図るべき地域及び対象地域

(1) 法律または条例の規定により指定された地域

自然環境の保全等を目的とした法令等の規定による指定地域について、対象事業実施区域及びその周辺地域（対象事業実施区域の周囲3km以内の地域のうち対象事業実施区域を除く範囲）における指定状況を表4.2-1に整理した。

対象事業実施区域は、ふるさとの緑の景観地、特定猟具使用禁止区域（銃）、地下水採取規制区域、市街化調整区域及び景観計画区域に指定されている。

表4.2-1(1) 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

地域その他の対象			指定の有無		関係法令等
			対象事業 実施区域	周辺地域	
自然保護 関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	
	自然環境 保全地域	原生自然環境 保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
			×	×	
	自然遺産		×	×	世界遺産条約
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		特別緑地保全地区	×	×	都市緑地法
		ふるさとの 緑の景観地	×	○	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
国土防災 関連	動植物保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護区	×	×	
		鳥獣保護区	×	○	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
		特定猟具 使用禁止区域(銃)	○	○	
		指定猟法禁止区域	×	○	
		登録簿に挙げられて いる湿地の区域	×	×	ラムサール条約
	土砂災害 防止	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
		地すべり防止区域	×	×	地すべり等防止法
		砂防指定地	×	○	砂防法
		土砂災害警戒区域	×	○	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	保安林		×	×	森林法
	河川区域		×	×	河川法
	地下水採取規制区域		×	×	工業用水法
			×	×	建築物用地下水の採取の規制に関する法律
			○	○	埼玉県生活環境保全条例

注) ○：指定がある場合 ×：指定がない場合

表4.2-1(2) 自然環境の保全等を目的とした法令等の規定により指定された地域

地域その他の対象		指定の有無		関係法令等
		対象事業 実施区域	周辺 地域	
土地利用 関連	都市地域	×	○	国土利用計画法
	市街化区域	×	○	
	市街化調整区域	○	○	都市計画法
	その他都市計画区域における用途地域	×	○	
	農業地域	×	○	国土利用計画法
	農用地区域	×	○	農業振興地域の整備に関する法律
	農業振興地域	×	○	
	森林地域	×	○	国土利用計画法
	国有林	×	×	
文化財 保護	地域森林計画対象民有林	×	○	森林法
	保安林	×	×	
	史跡・名勝・天然記念物等 (国指定・県指定・市指定・国登録)	×	×	文化財保護法
景観保全	景観計画区域	×	○	埼玉県文化財保護条例
		×	○	深谷市文化財保護条例
		○	○	埼玉県景観条例・ 埼玉県景観計画

注) ○ : 指定がある場合 × : 指定がない場合

(2) その他の配慮すべき地域

対象事業実施区域及びその周辺地域（対象事業実施区域の周囲 3km 以内の地域のうち対象事業実施区域を除く範囲）には、表 4.2-2 に示すとおり、法令等による指定地域以外で配慮すべき地域の分布がみられる。

表4.2-2(1) 配慮されるべき地域とその分布

区分	配慮されるべき地域	対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無	
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	既に環境が著しく悪化し、又は悪化するおそれがある地域への影響の回避又は低減に努めること。	×	著しく環境が悪化し、又は悪化のおそれのある地域は分布しない。
	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の存在する地域及び良好な又は主として良好な住居の環境を保護すべき地域への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域に、環境の保全対象となる施設や住居が分布する。
	環境が悪化しやすい閉鎖性水域等への影響の回避又は低減に努めること。	×	閉鎖性水域等は分布しない。
	水道水源水域及び湧水池につながる地下水への影響の回避又は低減に努めること。	×	水道水源水域及び湧水池は分布しない。
	水田、ため池、農業用水路等の保水機能への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域に水田、農業用水路が分布する。
	現状の地形を活かし、土地の改変量抑制に努めること。	×	既存の敷地内において建て替える計画であることから、土地の改変は小さい。
	重要な地形、地質及び自然現象への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域に、重要な地形として「寄居付近の河成段丘」が存在する。
	災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域への影響の回避又は低減に努めること。	×	災害の危険性のある地域又は防災上重要な役割を果たしている地域は分布しない。
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブックその他の調査研究資料において貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域では、貴重な種が生息・生育している可能性がある。
	原生林その他の森林、湿地等多様な生物の生息・生育環境を形成している地域その他生態系保護上特に重要な地域への影響の回避又は低減に努めること。	×	生態系保護上特に重要な地域は分布しない。
	動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努めること。	△	周辺地域では、貴重な種の生息・生育空間が分布している可能性がある。

○：対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在している。

×：対象事業実施区域及びその周辺地域において、配慮されるべき地域等が存在しない。

△：対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在しないが、周辺地域において存在している。

表4.2-2(2) 配慮されるべき地域とその分布

区分	配慮されるべき地域	対象事業実施区域及び その周辺地域での該当の有無	
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	傑出した自然景観並びに地域のランドマーク及びスカイライン等、埼玉県の原風景や特色ある情景を形作っている景観への影響の回避又は低減に努めること。	×	傑出した自然景観等の景観資源は分布しない。
	里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域に深谷市指定の天然記念物（山桑）が存在する。
	すぐれた自然の風景地等、人が自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。	×	すぐれた自然の風景地は分布しない。
	水辺や身近な緑等、地域住民が日常的に自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域に、水辺や身近な緑等地域住民が日常的に自然とふれあう場が分布する。
	文化財及びこれに準ずる歴史的建造物、町並み等並びにその周囲の雰囲気への影響の回避又は低減に努めること。	△	周辺地域に、国、県及び市指定の文化財が分布する。
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努めること。	○	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める計画とする。
	温室効果ガス等の排出抑制に努めること。	○	温室効果ガス等の排出抑制に努める計画とする。
	温室効果ガスの吸収源整備に努めること。	○	温室効果ガスの吸収源整備に努める計画とする。

○：対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在している。

×：対象事業実施区域及びその周辺地域において、配慮されるべき地域等が存在しない。

△：対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在しないが、周辺地域において存在している。

4.3 対象事業の立地回避が困難な理由

(1) 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由

本組合では、昭和47年4月の発足以来、大里地域2市1町の一般廃棄物を熊谷衛生センター第一工場及び第二工場、江南清掃センター並びに深谷清掃センターで処理してきた。いずれの施設も供用開始より20年以上が経過し、長寿命化工事を経て現在も稼働している中、老朽化により更新を検討する段階にある。また、本組合管内的人口減少も進んでおり、施設の統廃合を行い、集約化を進めることにより、効率的な運営を行っていく必要に迫られているところである。

このような状況の下、自区内処理を原則とし、本組合管内でのごみ処理施設更新整備を行うこととし、「大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想検討委員会」において検討をおこなった。

まず、本組合管内での施設数について、1施設体制、2施設体制、3施設体制の比較検討を行い、2施設体制が最も評価が高く、災害や故障時の対応、収集運搬車の集中、二酸化炭素排出量、エネルギー回収量、トータルコスト、災害発生時の地域貢献に関して比較優位であることから、今後の施設数を2施設とした。

ついで、新しい施設の位置については、熊谷市別府地内（都市計画上「熊谷衛生センター」と位置付けられている区域内）及び深谷市樫合地内（都市計画上「深谷衛生処理場」と位置付けられている区域内）に意見集約されたため、同検討委員会において、土地利用、防災、自然環境、将来計画、関連施設、経済性についてその適合性を検証したところ、両候補地は建設可能であり、適合性も高いとされた。

以上から、本組合では、既存のごみ処理施設用地を活用し、新施設を整備することとしたものである。

(2) 対象事業の実施区域の変更が困難な理由

両候補地ともすでに都市計画決定済みであること、長年の稼働実績を積み重ねており、既存の施設を稼働させながら新施設の整備が可能であること、両候補地以外の場所に新たな用地を求めた場合、計画的な整備が困難となることから、代替地を選定することは難しく、対象事業実施区域の変更は困難である。

4.4 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

計画策定の段階において、表 4.2-1 及び表 4.2-2 に示した内容を考慮し、対象事業における影響の回避または低減措置について検討を行った。

対象事業における影響の回避または低減措置は表 4.4-1 に示すとおりである。

表4.4-1 対象事業による影響の回避または低減措置の検討

区分	調査計画書作成段階までに配慮した事項及びその内容	今後計画の熟度に応じて配慮していく事項及びその配慮方針	配慮が困難な事項及びその理由
環境の良好な状態の保持を旨として留意されるべき配慮事項	排ガス濃度（公害防止基準）は、法令に基づく基準値と同等以上の厳しい基準値とした。 プラント排水、生活排水等は、処理後、公共下水道へ放流する計画とした。	周辺地域に環境の保全対象となる施設や住宅があることから、これら保全対象となる施設や住宅への影響の回避または低減に努める。 周辺地域の水田、農業用水路等の保水機能への影響の回避または低減に努める。	特になし
生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項	工場立地法に定める緑化率20%を達成する計画とした。植栽に当たっては、郷土種を優先的に採用する計画とした。	現地調査により、対象事業実施区域及びその周辺地域において貴重な種が確認された場合は、その生息・生育環境への影響の回避または低減に努め、また、生息、生育空間の分断の回避に努める。	特になし
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として留意されるべき配慮事項	特になし	周辺地域の自然環境、水辺や身近な緑等の地域住民が日常的に自然とふれあう場や国、県又は市指定の文化財への影響の低減または低減に努める。	特になし
環境への負荷の低減を旨として留意されるべき配慮事項	余熱利用として、タービン発電機による発電を行い、施設内の所用電力を賄うとともに、隣接する公共施設への熱供給を行う計画とした。 エネルギー回収率20.5%以上を目標とした。	廃棄物等の排出抑制及びリサイクルに努める。 温室効果ガス（二酸化炭素）の吸収源として対象事業実施区域内の緑化に努める。 温室効果ガス発生源対策として、高効率機器の導入、省エネルギー建築の促進に努める。	特になし